

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

公益社団法人 岡山県社会福祉士会

②評価調査者研修修了番号

SK2021218・SK2021217・第04-養01

③施設の情報

名称：岡山聖園子供の家		種別：児童養護施設	
代表者氏名：園長 則武直美		定員（利用人数）： 46名（暫定32名）	
所在地：岡山県岡山市北区天神町6-34			
TEL：086-222-4806			
ホームページ： https://www.misono-j.or.jp/facility/okayama/kodomo.html			
【施設の概要】			
開設年月日 2008(平成20)年4月1日（設立1931(昭和6)年11月1日）			
経営法人・設置主体（法人名など）：社会福祉法人 みその児童福祉会			
職員数	常勤職員：	23名	非常勤職員 4名
			嘱託医 1名
有資格職員数	保育士	14名	栄養士 2名
	社会福祉士	2名	調理師 1名
施設・設備の概要	（居室数）		（設備など）
	〈本館〉1人部屋5室、2人部屋1室、4人部屋7室 〈小規模ホーム2カ所〉1人部屋12室		〈本館〉事務室、園長室、面会室、静養室、給湯室、厨房、食堂、職員食堂、ポンプ室、ボイラー室、洗濯場、トイレ、洗面所、風呂、脱衣場、図書室、娯楽室、倉庫、職員室、心理療法室、医務室、職員休憩室、パソコン室、ホール、テラス 〈小規模ホーム〉居室、食堂、トイレ・洗面、浴室、脱衣室、洗濯場、宿直室、バルコニー

④理念・基本方針

〈法人理念〉

一人ひとりを愛し慈しむ心で接する。

〈施設基本運営方針〉

私たちは神さまからお預かりした子どもたち一人ひとりを愛し、心を尽くして養育を行います！

⑤施設の特徴的な取組

- ・ ボランティアを活用した支援(国語教室、学習支援、読み聞かせ)。
- ・ 中学生対象ライフスキルトレーニング。
- ・ 自立担当職員の配置。
- ・ 一般社団法人「かすがい」との協働。
- ・ 子育てと仕事を両立しやすい職場環境作り。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和6年9月1日（契約日）～ 令和7年2月28日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和3年度

⑦総評

◇特に評価が高い点

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織(項目1～9)

施設の基本理念は、カトリックの教えに基づく普遍的な価値観を基盤としています。この理念は職員に共有されており、養育や支援の方針にも反映されています。

また、事業計画は中・長期的なビジョンを踏まえて策定され、施設運営の方向性を示すとともに、重点的な取り組みを具体的に盛り込むことで、施設全体の指針として重要な役割を担っています。

さらに、職員会議や研修会を通じて事業計画の内容が職員に周知される仕組みが整えられています。この仕組みにより、職員は計画を理解し、日々の業務に的確に反映できるよう工夫されています。

評価対象Ⅱ 施設の運営管理(項目10～27)

リーダー会議や職員全体会議では、職員の意見や提案が積極的に取り入れられており、組織運営に活かされています。この取り組みにより、職員は自身の役割や業務内容を深く理解し、支援の質を向上させるための意欲を維持することができています。さらに、研修計画の一環として「ふりかえりノート」を活用することで、職員一人ひとりが自身の成長と学びを振り返り、支援力を向上させることができるよう、研修を計画的に進める仕組みが整備されています。

また、経営の透明性を確保するために、公認会計士による外部監査が継続的に実

施されています。監査結果は職員全体で共有され、その助言を基に改善策を講じることで、信頼性の高い運営が維持されています。

さらに、ボランティアの積極的な受け入れを推進し、単なる支援にとどまらず、児童養護施設の役割や福祉の重要性について理解を深める活動を展開しています。ボランティアには事前説明の場が設けられ、施設の理念や業務内容を共有することで理解を促進する仕組みも構築されています。

加えて、保育士や教職課程の実習生を積極的に受け入れる体制が整備されており、実習を通じて専門職の育成に取り組んでいます。このような取り組みによって、施設全体の専門性を高めるだけでなく、次世代の人材育成にも貢献しています。

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施(項目 28～45)

里親制度が普及拡大する中で施設に入所する子どもの障がいの重度化が進んでいますが、法人理念や年次事業目標のもとで、個の尊重、個人情報・プライバシー保護、自己決定、アフターフォローなどがきめ細かく高いレベルで取り組まれています。

施設建物が築 58 年(1968 年竣工)と古いですが大切に綺麗に使われています。また、古い建物構造も改修を行い、小規模グループ化・個室化にも取り組んでいます。

評価対象 A 内容評価(A1～A24)

観察と対話による個別支援を重視しています。担当職員制をとり、子どもと職員の距離を近づける工夫を行っています。この関係性は退所後も続き、受審施設はもうひとつの実家のような存在になっています。

受審施設内では、子どもの主体性を尊重した養育が見られます。とくに意見箱の設置や自治会活動は子どもが自らの意思を形成し、それを言い表す手段として効果的だと考えます。また、これらに対する職員(おとな)の対応も自制的です。

リービングケア・アフターケアや、家族支援・親子関係の再構築支援には、それぞれ自立支援担当職員・家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)があたっていますが、これに先の担当職員が加わり協働している点が受審施設の特徴的な取り組みです。

◇改善が求められる点

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織(項目 1～9)

リーダー会議や自治会、その他職員間のコミュニケーションにおいて、協議内容や取り組みを記録する仕組みが十分に整備されていない状況があります。協議した内容を記録として残し、それを客観的に分析・振り返る体制を構築することで、意思決定の透明性が向上すると考えられます。この取り組みにより、改善点や課題が適切に把握され、今後の支援に生かされることが期待されます。

評価対象Ⅱ 施設の運営管理(項目 10～27)

現在、職員の評価基準が不明確であるため、人事考課を導入し、評価の公平性や透明性を高める必要があります。具体的には、職員の業務遂行状況を定期的に評価し、その結果に基づいて適切な振り返りや支援を行う体制を整備することが求められます。

また、職員が自ら目標を設定し、それに向けた行動を行うための目標管理が不十分である点が課題です。一人ひとりが具体的な目標を持ち、その進捗を管理・評価する仕組みを導入することで、個々の成長を促進するとともに、組織全体の向上に繋がることが期待されます。

さらに、養育や支援の質を一層向上させるためには、心理職やその他の専門職の採用が重要となります。これにより、より専門的で個別的な支援が可能となり、職員の支援スキルが向上し、利用者へのサービスの質の向上が期待されます。そのため、専門職の採用を前向きに検討することが推奨されます。

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施(項目 28～45)

理念や方針に基づき養育・支援ができていますが、明文化されていないためそれらが職人芸的な暗黙知にとどまってしまっています。地域との交流に関する方針の明文化、ボランティア受け入れに関するマニュアルの整備などに取り組まれると良いでしょう。また、養育・支援の標準化を「マニュアル」として一本化・明文化されることをお勧めします。

あわせて、標準マニュアルの作成見直しを担う支援委員会、危機管理マニュアルの見直しや事例分析を行うヒヤリハット・事故委員会、苦情解決と改善策共有を行うサービス向上委員会、渉外・地域連携委員会、防災委員会、給食委員会など企画検討・分析・文書作成見直しを担う委員会を設置されてはいかがでしょうか。

地域との関わりについては施設長をはじめ職員が課題意識を持っていましたが、地域連携に手を広げる程に内部の基盤が整っていないとのことでした。地域向け子育て世帯向けの講座や懇談会など、できるところから少しずつでも取り組み始めてみることをお勧めします。

評価対象A 内容評価(A1～A24)

長年の歴史と伝統、そして支援実績をもつ受審施設にあっては、特定の宗教を設立母体とするがゆえ、入所する子どもにお祈りやシスター講話への参加を求める際には、信教の自由に関する尚一層の説明と意思確認に配慮されるよう希望します。

入所する子どもに対する養育・支援の方法を経験知に委ねがちな面が見受けられます。提供するサービスの均質化を図るうえで、また、受審施設が長年にわたり培った知技能を確実に継承するためにも、指針・マニュアルの策定や標準化に向けた検討をはじめられてはいかがでしょうか。

前回の第三者評価時にも指摘させていただいているところですが、入所する子どもの特性や昨今の児童養護施設に求められる役割からしても、心理担当職員の設置

が望めます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回ご指摘いただいた点につきまして、まずは標準マニュアルの作成や取り組みの記録を取るなど出来るところから検討・改善をしていきます。職員チームとして分析・振り返りの体制を整え、養育の質の向上、職員のスキルアップ・底上げを図っていきたいと考えています。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

Ⅰ－1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ－1－（1）理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	Ⅰ－1－（1）－① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・ ① ・c
<p><コメント></p> <p>受審施設の理念や基本方針は、ホームページやパンフレット、広報誌、事業計画などの多様な媒体に明確に記載されています。また、子どもたちへの周知においては、事業計画を単に説明するだけでなく、子どもたちにも理解しやすい形でポイントを抑えて工夫して説明している点が優れています。このような取り組みにより、子どもの意識啓発や施設の目標への共感形成に寄与していることが評価できます。一方で、保護者への周知に関しては、情報提供の方法や内容が十分ではないことが課題として挙げられます。保護者が施設の方針や活動内容を十分に理解することは、子どもの支援を施設と家庭で一体的に進めるために重要です。この課題については、保護者に向けた説明資料の作成や定期的な説明会の開催などを検討してみてもはいかがでしょうか。</p>		

Ⅰ－2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ－2－（1）経営環境の変化などに適切に対応している。		
②	Ⅰ－2－（1）－① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	① ・b・c
<p><コメント></p> <p>全国児童養護施設協議会が開催する研修会に定期的に参加し、社会福祉事業全体の動向を把握しています。また、得られた情報は職員全体会議や職員研修会を通じて職員へ共有されており、情報共有の仕組みが整備されている点が評価できます。今後は、共有された情報を活用し、施設内の経営環境を具体的に分析することで、より効果的な運営方針の策定につながることを期待します。</p>		
③	Ⅰ－2－（1）－② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	① ・b・c
<p><コメント></p>		

里親委託の推進や地域展開を進める中で、施設の基盤強化に向けた取り組みが行われています。特に、事業計画には自立支援事業を通じて子どもの居場所を提供しながら、収益を確保する方針が明記されており、施設運営の持続可能性を高める姿勢が評価されます。さらに、法人本部から子どもの減少に伴う措置費収入の減少について課題が指摘され、対応策についてリーダー会議にて議論が行われています。

しかし、高校進学後の中退ケースが見られる一方で、その後のフォロー体制が制度的に不足していることが課題として挙げられます。また、中高生への支援をさらに手厚くし、学業や生活の安定を図る必要があります。こうした課題に取り組み、事業計画で掲げられた方針を具体化することにより、持続可能な運営体制の確立が期待されます。

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されており、その内容が職員や関係者に適切に周知されている点は評価できます。また、施設の高機能化・多機能化をめざした具体的な取り組みとして、一時保護委託の体制整備が計画に盛り込まれていることも重要な進展です。一方で、中・長期の収支計画が策定されていないことが課題として挙げられます。今後は、単年度ごとの数値目標を設定し、計画の進捗状況を客観的に評価して改善する仕組みを構築されることが期待されます。</p>		
5	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>事業計画は、中・長期計画に基づいて策定されています。しかし、目標が数値化されていないため、計画の進捗状況を定量的に分析することが難しい状況です。今後は、単年度ごとの計画実施状況を数値に基づいて評価し、その結果を次年度以降の改善に役立てる仕組みを検討してみたいかがでしょうか。</p>		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画の策定においては、職員の意見を反映させるため、2年に1度のアンケート調査を実施し、意見の集約と反映に努めています。また、職員会議を通じて事業計画の説明を行い、周知を図る仕組みが整えられています。しかし、自己評価の結果によれば、職員の事業計画に対する理解度は半数以下にとどまっている</p>		

ことが明らかになっています。今後、職員が事業計画をより深く理解し、実務に生かせるような取り組みが進められることを期待します。		
7	I—3—(2)—② 事業計画は、子どもや保護者などに周知され、理解を促している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>事業計画の説明については、自治会の場を活用して子どもたちに伝える取り組みが行われています。また、保護者には広報誌を通じて計画内容を周知し、情報提供に努めています。しかし、自治会が不定期開催であるため、すべての子どもに事業計画を説明する機会を十分に確保できていない現状があります。また、保護者への周知においても、広報誌の送付にとどまり、計画内容の具体性や双方向の理解促進には課題が残っています。今後は、子ども全員への説明機会を確保する方法の検討や、保護者が計画内容をより具体的に理解し、意見交換ができるような仕組みの導入を進めてみてはいかがでしょうか。</p>		

I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I—4—(1)—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>「ふりかえりノート」を活用し、職員一人ひとりの年間研修受講スケジュールを作成することで、養育や支援の質の向上に組織的に取り組んでいます。また、第三者評価の定期的な受審や自己評価を実施し、その結果を施設長と副施設長が集計して、課題解決に向けた取り組みを検討しています。しかし、課題の検討が特定の職員に依存している状況が課題となっています。今後は、職員全体で議論を進め、多様な視点や意見を取り入れる仕組みを導入してみてはいかがでしょうか。</p>		
9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>第三者評価の受審結果や職員の自己評価の結果をもとに、支援などの課題を抽出し、改善を目的とした取り組みを検討する仕組みがあります。また、課題や改善案はリーダー会議で共有され、必要に応じて現場職員にも周知されています。しかし、課題解決に向けた具体的な改善計画の策定は行われていない状況です。今後は、評価結果を分析したうえで、具体的な改善計画を策定・実施し、課題解決を計画的かつ継続的に進める体制を構築されることを期待します。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ—1 園長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ—1—(1) 園長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ—1—(1) —① 園長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>職務分掌表には、施設長の役割と責務が記載されています。また、施設長は広報誌などで定期的にコメントを発信し、施設運営方針を職員に共有しています。さらに、施設長不在時の権限委任についても、職務分掌表や防災マニュアルで明文化されています。加えて、緊急連絡網やマニュアルを活用し、権限委任の手順を可視化する取り組みが行われています。これにより、施設全体での責任分担が明確化され、円滑な運営が図られています。</p>		
11	Ⅱ—1—(1) —② 遵守すべき法令などを正しく理解するための取組を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は、全国児童養護施設協議会主催の研修会や法令順守に関する研修に定期的に参加し、法令や最新情報の把握に努められています。また、職員会議やリーダー会議で情報を共有し、職員への周知を促す取り組みを行っています。これにより、施設全体で法令を正しく理解し、遵守するための体制が整備されています。今後は、情報の更新をより効率化する仕組みの導入が期待されます。</p>		
Ⅱ—1—(2) 園長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ—1—(2) —① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は、養育・支援の質の向上に向け、自己研鑽に積極的に取り組んでいます。また、施設長を含むすべての職員が個々に年間研修計画を作成し、定期的に自身の研修参加を通じて能力向上に努めるとともに、職員の研修受講も計画的に実施しています。研修後は職員全体会議で学びを共有し、支援方法の改善点を職員間で話し合い、実践に生かしています。また、施設長自身も積極的に支援活動に参加し、職員の模範となり、受審施設全体の支援力の向上に寄与しています。</p>		
13	Ⅱ—1—(2) —② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>業務の効率化について、情報共有アプリケーションが効果的に活用されています。また、今後は記録システムの電子化が進められ、さらに効率化が図られる予定です。引き続き、業務改善に向けた取り組みが効果的に進むことが期待されます。さらに、IT導入補助金を活用するなど、財源を有効に活用し、今後も電子化が計画的に実施されることが望まれます。</p>		

Ⅱ—2 福祉人材の確保・育成

	第三者評価結果
--	---------

Ⅱ—2—（1）福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ—2—（1）—① 必要な福祉人材の確保・定着などに関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>福祉人材の確保と定着に向けた取り組みが進められており、大学や専門学校への情報提供を行うことで、人材確保に向けた活動が実施されています。また、ボランティア受け入れや実際の業務体験の機会提供を通じて、職員の関心を高めています。しかし、心理療法担当職員の配置が未だ実現しておらず、専門職の採用が重要な課題として残っています。今後は、専門職の採用を継続的に検討し、必要な福祉人材の確保・定着をさらに進めることが求められます。</p>		
15	Ⅱ—2—（1）—② 総合的な人事管理が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>職員の将来像を描けるよう「期待する職員像」が明文化されています。また、年度間3回の個別面談が行われ、職員の日々の支援活動における悩みや不安を早期に発見し、適切な支援を行うことに重点が置かれています。しかし、現状では人事考課や評価制度がなく、職員の養育・支援に対する取り組みを客観的に評価する仕組みが不足しています。今後は、より明確な評価基準を設け、職員が自分の成長を実感できる体制を整えることが求められます。</p>		
Ⅱ—2—（2）職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ—2—（2）—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>職員の就業状況や意向を把握するため、年3回の職員面談を実施し、日頃の悩みや困りごとの聞き取りを行い、早期解決に努めています。また、男性の育児休業取得実績があり、子育て支援にも積極的な姿勢が見られます。さらに、2年に1度のアンケート調査を実施し、職員の意見を集約し業務改善に反映する体制が整えられています。これらの取り組みにより、職員が働きやすい環境づくりが推進されています。</p>		
Ⅱ—2—（3）職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ—2—（3）—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>職員一人ひとりの育成に向けた取り組みとして、施設全体の目標に加え、「期待する職員像」が明確に定められ、職員がめざすべき方向性が共有されています。さらに、事業計画に基づき、職員の経験年数や職域別に施設外研修会が計画・実施されており、施設内研修も職員に必要な内容が系統的に行われています。しかし、職員の目標管理については不十分な点があり、年度間3回の面談が実施されているものの、目標に対する客観的な評価が行われていません。今後は、目標進捗に基づいた評価基準を設け、具体的な振り返りを行うことで、職員の意欲向上</p>		

と組織全体の成長を促進できることが期待されます。		
18	Ⅱ—2—(3)—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>職員の教育・研修に関する基本方針と計画が策定され、実施されています。年間スケジュールに基づき、職員の経験年数や職域別に園外研修が計画され、適切に実施されています。また、施設内研修も職員が必要とする内容に沿った形で系統的に行われており、職員のスキル向上に寄与しています。今後は、これらの研修の成果を職員評価に反映させ、さらなる教育・研修の充実を図ることが期待されます。</p>		
19	Ⅱ—2—(3)—③ 職員一人ひとりの教育・研修などの機会が確保されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されており、職員は必要な研修を受けることができます。新人職員には「後輩指導の心構え」など、具体的な指導方法が示され、研修を通じて成長を促進しています。また、月2回の部署会議で元倉敷児童相談所の職員からのスーパーバイズが提供され、専門的な知識の習得が進められています。今後は、研修後の振り返りを強化し、職員が成長を実感できる仕組みを整えることで、教育・研修の更なる充実が期待されます。</p>		
Ⅱ—2—(4) 実習生などの養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ—2—(4)—① 実習生などの養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>実習生などの養育・支援に関わる専門職の研修・育成に関して、実習受け入れ体制が整備されています。特に、保育士や教職課程の実習生を受け入れるために、実習受け入れマニュアルが整備され、実習目的や内容が明確に記載されています。また、社会福祉士実習指導者養成研修を受講しており、専門的な指導体制も強化されています。これにより、実習生は専門職としての技能を体系的に学ぶことができ、実習後の成長が期待されます。今後も、各専門分野に対応した研修の充実が望まれます。</p>		

Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ—3—(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ—3—(1)—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>運営の透明性を確保するため、法人のホームページに資金収支計算書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、現況報告書などの財務情報が公開されています。</p>		

<p>また、苦情解決の取り組み状況が掲載され、苦情受付や解決の記録が確認できる体制が整っています。しかし、第三者評価の受審結果も記載されていますが、対応や改善状況に関する具体的な情報が不足しています。今後は、苦情の発生状況と共に、対応と改善状況も公開することで、さらに透明性を高め、地域や関係機関への情報発信を強化することが期待されます。</p>		
22	<p>Ⅱ—3—(1)—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>適正な経営・運営を確保するために、毎年5月の職員全体会議で事業計画が説明され、全職員への周知が図られています。また、外部監査として公認会計士による監査が継続的に実施されており、経理状況の透明性が確保されています。外部監査の結果、大きな指摘はなく、口頭でのアドバイスを受けたことが職員に共有されています。さらに、監査内容はリーダー会議で報告され、職員全体に周知されることで、公正で透明性の高い経営が維持されています。</p>		

Ⅱ—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
<p>Ⅱ—4—(1) 地域との関係が適切に確保されている。</p>		
23	<p>Ⅱ—4—(1)—① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>地域との関わりでは、毎年10月に岡山神社のたんじり祭りに町内会と一緒に参加しており、祭りの1か月前から地域の方々と一緒に笛の練習などもしています。地域に子どもが少ないため祭りや地域行事の際には受審施設の子どもたちが貴重な人材として期待されています。また、一般社団法人「かすがい」（社会的養護関係施設の子どもの企業とのマッチングや体験会を提供する団体で岡山弁護士会と県内企業など約80社により2019年結成）との連携で、子どもの工場見学や農業・林業体験、職業体験などを行っています。今後、地域への関わり方に関する方針の策定（文書化）に取り組まれることをお勧めします。</p>		
24	<p>Ⅱ—4—(1)—② ボランティアなどの受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ボランティアの受け入れは、学習支援ボランティアが通年で来ていたり、夏にはバーテンダーがジュースカクテルを作りに来てくれたり、駄菓子屋がお菓子を持ってきてくれるなど活発です。評価項目23でも触れた一般社団法人「かすがい」との連携も密接です。ボランティアの受け入れに当たっては施設長が面接を行ったうえで受け入れをしています。受け入れの実態は活発に行われていますので、今後は、ボランティア受け入れ方針や活動上の留意事項などをまとめた「ボランティア受け入れマニュアル」を取りまとめられてはいかがでしょうか。</p>		
<p>Ⅱ—4—(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>		

25	Ⅱ—4—(2) —① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関などとの連携が適切に行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>岡山市・岡山県中央・県倉敷の3児童相談所から措置を受け入れており、地域担当者の自立支援計画時のケース会議や当該児童に課題が発生した際の来所などがありますが、それ以外にも年1回の連絡会議も開催しています。また岡山市こども総合相談所(児童相談所)は職員研修として数年に1回施設見学に来ています。小・中学校との連携では、2~3年に1回程度小学校・中学校に赴き施設紹介の説明懇談会を開催しています。また、中学校とは年4回の定例連絡会を開催しています。また、地域の不動産屋が、卒園生に物件紹介や保証人問題もサポートしてくれたり、家賃滞納などの連絡もくれたりとアフターケアにも協力いただいています。</p>		
Ⅱ—4—(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—4—(3) —① 地域の福祉ニーズなどを把握するための取組が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>年1回開催される地域の町内会総会に施設長が出席したり、町内会のゴミ当番などの役割も積極的に取り組んでいます。今後は、これらへの参加だけでなく、子育て支援に取り組む自助・互助組織などとの関わりを通じて地域の福祉ニーズの把握にも意識的に取り組まれることをお勧めします。また、施設職員が持つ専門性を生かして、地域住民に対して「子育て相談会」「子育て講演会」「子育て懇談会」などを開催してみたいかがでしょうか。</p>		
27	Ⅱ—4—(3) —② 地域の福祉ニーズなどにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>地域ニーズへの公益的な取り組みや活動は、今のところ行われていません。将来の建替えや定員の縮小などを視野に入れつつ地域の子どもの子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)、街中・駅近という地の利を生かしたアフターケアホーム(卒園後の支援拠点)の新設なども構想されています。評価項目26でも触れましたが、今後は、施設職員が持つ専門性を生かして、地域住民に対して「子育て相談会」「子育て講演会」「子育て懇談会」などを開催してみたいかがでしょうか。また、地域の方々や関係機関との懇話会などを開催し地域ニーズの収集にも取り組んでみることもお勧めします。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ—1 子ども本位の養育・支援

	第三者評価結果
Ⅲ—1—(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。	

28	Ⅲ—1—(1)—① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>「みその仁愛ノート(養育方針)」を作成し、養育・支援に関する方針を共有し周知を図っています。また、子どもを尊重した養育・支援のために「子どもの権利」「子どもへの支援」「虐待防止」などのテーマで施設内研修も実施しています。職員ごとの研修ノートを作成し、研修内での気づいた点を職員会議で共有し必要な改善につなげています。個室化・自治会・苦情解決・アンケートなど、子どもの尊重や基本的人権に配慮した養育・支援が行われています。</p>		
29	Ⅲ—1—(1)—② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>「個人情報保護規程」「個人情報保護規程施行要綱」を作成し、個人情報取扱いの配慮に努めています。入所する子ども数の減少もあり、2人部屋を希望する子どもを除き、全ての子どもが個室です。外部面会時の相談室(2室)の確保、居室廊下側窓へのカーテン設置、洗濯物の室内干し環境の確保、小学生以上児の1人ずつの入浴など、様々な配慮がなされています。施設での生活やルールをわかりやすくまとめた葉も作成し、入所時に配布・説明しています。</p>		
Ⅲ—1—(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—(2)—① 子どもや保護者などに対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>入所時には、パンフレットの他に子ども・保護者に施設生活紹介や電話・面会のルールなどを記した「利用のしおり」(ルビ入り)を作成し配布するとともに、入所後概ね1学期以内には担当職員や1年間の行事予定などを保護者に知らせています。ニュースレターなどは発行していませんが、必要に応じて個別に保護者と連絡をとっています。</p>		
31	Ⅲ—1—(2)—② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者などにわかりやすく説明している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>入所時には、保護者に施設生活紹介や電話・面会のルールなどを記した「利用のしおり」を作成し配布しています。自立支援計画作成・見直しにあたっては、子ども自身が記入する「わたしの育ちプラン」とそれに基づく話し合いを行い、自己決定を尊重しています。また、毎年、年次事業目標の1にも「子どもが意見を聞かれる権利を大切にして支援する」と掲げており、職員にも周知・共有されています。行事などは企画段階から子ども自治会の意見を尊重して準備を進めています。子どもの自治会や意見箱の設置、アンケートの実施などを通じて子どもの声を尊重した支援に取り組んでいます。</p>		

32	Ⅲ—1—(2)—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行などにあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)が中心となり家庭復帰、里親委託に関する支援を行うとともに、児童自立支援専門員らと連携した退園後のサポート体制を整えています。そのことは、毎年の年次事業目標の2に「社会の一員として自立できる力を持った子どもとなるよう支援し、あわせて退所した者の自立支援を継続してフォローする」と明文化され、職員間で周知・共有されています。家庭訪問などの個別フォローのほかに、2年に1回退所者らの同窓会を開催しています。</p>		
Ⅲ—1—(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—1—(3)—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>毎年の年次事業目標の1に「子どもが意見を聞かれる権利を大切にして支援する」と掲げ、子ども自治会や意見箱の活用、アンケートなどを通じて子どもの意見を聞き取り満足度の担保に努めています。訪問調査時の職員へのインタビューからも、子どもの声を丁寧に聴いている様子が伺われました。また、そのことは利用者調査の「しっかり見てくれてる感はある。(14件中3件)」「ちゃんとはなしをきいてくれる大人とかたのしい行事があるから安心したりする(14件中6件)」といった声にも表れています。</p>		
Ⅲ—1—(4) 子どもが意見などを述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>「苦情解決に関する規程」「苦情解決に関する規程施行要綱」を設け、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員(3名)を配置し体制を構築しています。「利用のしおり」や掲示物を通じて苦情解決の仕組みをわかりやすく説明しています。また、意見箱の設置や年1回のアンケートを実施しています。これらから得られた苦情については調査結果や改善対応(回答)を廊下・階段などへ公表しています。苦情の受付・解決に関する記録も保存されています。</p>		
35	Ⅲ—1—(4)—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子どもなどに周知している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>年次事業目標の1に「子どもが意見を聞かれる権利を大切にして支援する」と掲げ、子ども自治会や意見箱の活用、アンケートなどを通じて子どもの意見を聞き取り満足度の担保に努めています。「利用のしおり」を作成・配布し、子どもらに相談方法の説明がされています。日常生活場面では担当者や主任が随時個別相談を行っています。加えて、家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)</p>		

<p>や児童自立支援専門員らの専門相談も可能で、子どもらが自由に相談先を選択できるよう配慮されています。また、相談室が2室設置されています。</p>		
36	<p>Ⅲ—1—(4)—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>年次事業目標の1にも「子どもが意見を聞かれる権利を大切にして支援する」を最重点の取組みと位置付け、職員は日々の養育支援の実施場面において子どもが相談し意見を述べやすいように配慮し傾聴に努めています。意見箱の設置、アンケートの実施など、積極的に意見の把握に努めています。「意見箱の取扱いについて」〔2022(令和4)年度策定〕に基づき、意見箱に寄せられた声は対応策の検討を行い、結果や対応策を施設内に掲示し公表しています。入所する子どもの減少もあって、ケア職員16人：子ども26人と丁寧かつきめ細かに接することができる体制となっています。</p>		
<p>Ⅲ—1—(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	<p>Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>「危機管理マニュアル」によりリスクマネジメント体制を確立しています。「危機管理マニュアル」の内容は、学校・地域での事故対応、所在不明、施設内における安全対策、外出外泊時の安全対策、交通事故、性的問題行動、不審者対応などから救急対応、感染症、食中毒、災害避難、強制引き取り、個人情報保護など広範に及んでいます。また、ヒヤリハット・事故報告は各部署で再発防止策の検討が行われた上で報告書が取りまとめられ、職員全体会議に諮られ共有されています。報告書はきちんと保管されています。施設内研修で災害時対応や安全確保の実効性を高めています。</p>		
38	<p>Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>「危機管理マニュアル」において感染症予防や発生時の対応などが管理体制とともに分かりやすく整理され職員間で共有されています。また、「新型インフルエンザ等発生時における業務継続計画」も策定されています。個室化が進んでいるためインフルエンザやコロナ感染の際の施設内感染リスクも低減できています。</p>		
39	<p>Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>「危機管理マニュアル」において災害時の対応体制が講じられ職員間で共有されています。また、通知や法令に基づき「社会福祉施設避難確保計画」「洪水に関する避難確保計画」「非常災害対策計画」などを策定しています。地震や火災発生時の対応については、子ども向けのマニュアル(手順)も作られ掲示されています。避難訓練は毎月実施されており、3日分の食糧を中心とした備蓄もしています。児童養</p>		

護施設では作成義務はありませんが、BCP(業務継続計画)の作成やマニュアルの見直しを検討していただくと一層盤石な備えとなるのではないのでしょうか。

Ⅲ—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>養育・支援の標準的な実施方法は、規程の施行要綱・細則や業務ごとのマニュアルが概ね整備されていますが、①標準化が文書化されていない業務もあり、②文書が業務ごとにバラバラ(「定期業務」「入所までに準備すること」「ルーチンワーク一覧表」「夜勤の業務」「意見箱の取り扱いについて」「秋の健康診断」など)の感があります。訪問調査時の職員インタビューの中でも「基準・線引きが曖昧で判断に迷うことがある」という声もありました。文書化を急がれるとともに「養育・支援の標準マニュアル」として一本化されるとよいでしょう。そのうえで、職員会議や施設内研修を通じた周知と共有が進むことを期待します。</p>		
41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>養育・支援の「実施内容」の振り返りは職員全体会議などで行われてはいますが、「標準的な実施方法の見直し」をする仕組みが未整備の状況です。ぜひ委員会やプロジェクトチームなどを立ち上げ検討・推進していただければと思います。</p>		
Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。		
42	Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>アセスメントに基づく自立支援計画策定は法律に基づき「担当者が作成⇒主任らがチェック⇒施設長・副施設長が最終チェックし承認」する仕組みが確立され実施されています。自立支援計画策定時には、本人が「わたしの育ちプラン」を記入し、それを基に子どもと担当職員が話し合いを行ったうえで自立支援計画に反映されています。支援困難ケースにおいては個別にケース会議が開催され、児童相談所や学校関係者らと協議の場を設け、課題解決に向けての方向性を探っています。</p>		
43	Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>自立支援計画どおりに養育・支援が行われているかの確認は、子どもの「サポートシート」「児童育成記録」や担当者の所感などをもとにしながら、毎月の全体会議・本館会議・部署会議・ホーム会議の中で開かれるケース検討会で行われてい</p>		

<p>ます。自立支援計画の定期的な見直しは5月と11月に行われています。5月の計画見直しでは3月に実施した前年度の評価が反映されます。5月の見直し計画は児童相談所とのケース連絡会でさらに揉まれてコメントが付くこととなります。また、11月の見直しでは8月に実施する「わたしの育ちプラン」作成とそれをもとにした本人と担当職員との話し合いを踏まえた見直しがなされています。</p>		
<p>Ⅲ—2—(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。</p>		
44	<p>Ⅲ—2—(3)—① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。</p>	a・b・c
<p><コメント> 養育・支援の経過は「児童育成記録」に記録され、会議や文書回覧などにより共有されています。また、施設内の周知や情報共有は、職員朝礼や会議のほか、Chatwork(チャットワーク)によっても図られています。</p>		
45	<p>Ⅲ—2—(3)—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	a・b・c
<p><コメント> 「個人情報保護規程」「危機管理マニュアル」などにに基づき、法人事務所にて個人情報を管理しており、個人情報の保護と開示の両面について規定されています。また、新人研修や施設内研修などにより記録類の取扱・管理が徹底され、適切に扱われています。</p>		

内容評価基準 (24 項目)

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
<p>A—1—(1) 子どもの権利擁護</p>		
A①	<p>A—1—(1)—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。</p>	a・b・c
<p><コメント> 法人が2010(平成22)年に策定した「みその仁愛ノート」*の中に個の尊重、個別支援、子ども主体の養育や自立支援など養育の基本となる考え方を示しています。2024(令和6)年度事業計画の重点的取り組みに「子どもが意見を聴かれる権利を大切にしたい支援を展開する」を掲げ、日常的な会話や意見箱、子どもアンケート、自治会などさまざまな機会をとらえて子どもの意見を聴こうとしています。一方、職員に対しては全国児童養護施設協議会が作成した「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト」を用いた自己チェックを年に2回実施しつつ、随時、職員研修も行っています。</p>		

カトリックを母体とした受審施設は、長い歴史と伝統によって培われた習慣として入所する子どもに対して食事前(中学生以下)や就寝前(幼児)のお祈りを、また、元旦には全員が揃って隣接する教会でシスターの講話を授かるように求めていると窺っています。受審施設にあっては入所する子ども一人ひとりの信教の自由について、これまで以上に十分な説明と意思確認に配慮されるよう希望するところです。

*倫理規程もしくは人材育成指針(求められる職員像)のように、求められる職員像を示したチェックリスト。

A—1—(2) 権利について理解を促す取組

A②	A—1—(2)—① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	㉑・b・c
----	--	-------

<コメント>

子どもが入所する際は「子どもの権利ノート」や子ども向け「施設ルール説明のしおり」を使って権利の大切さを説明しています。入所後の日々の生活場面で子ども同士の言い争いやけんか、他児の人権を損なうような事態が生じた際は、発達年齢や本人の特性に応じて説明方法を変えるなどして個別に対応しています。なお、職員に対する権利擁護研修会も行っています。

A—1—(3) 生き立ちを振り返る取組

A③	A—1—(3)—① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	㉑・b・c
----	--	-------

<コメント>

入所する子どもの生き立ちは、①その子どもにとって節目となる年齢に達したとき、②子どもが自分の生き立ち(過去)を知りたいと希望したとき、逆に、③子どもが自身の生き立ち(過去)を誤って理解(想像)しておりそれを修正する必要が生じたときなどに行います。その際は施設内で検討を行ったのち、児童相談所や保護者とも協議を重ねてその是非や振り返りの方法、タイミングを決定します。さらに振り返った後は、本人の様子をこまめに観察してフォローを行っています。なお、入所後の成長の記録は個々に作成し、成長を振り返っています。

A—1—(4) 被措置児童など虐待の防止など

A④	A—1—(4)—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	㉑・b・c
----	--	-------

<コメント>

職員に対しては、岡山県児童養護施設等協議会編「被虐待児など虐待対応の手引き」を踏まえた予防策を進めています。また、事例研修や「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト」(評価項目 A①)も定期的に行っています。入所する子どもたちは児童相談所職員の面談時や受審施設が行う「ライフスキルトレーニング」*を通じて自分を守る方法を学んでいます。子ども自身からの被害の訴えは、別の職員に子ども自身が相談するケースや、本館・仁愛館に1か所ずつ設置された「意見箱」に投かんするケースが多いとのこと。このうち、意見箱への

<p>投かんは独自の対応手順を定めています(評価項目 36)。</p> <p>なお、権利侵害を行った職員に対して「就業規則」は、「施設利用者に対し、虐待を加えるなど、その人格を著しく侵害する行為を行った職員は懲戒解雇とする」と規定しています〔第 46 条 3(17)〕。</p> <p>*社会生活を行う上で必要な生活スキル(能力・技術)を養うためのトレーニング。受審施設では外部講師を招き秋から春先にかけて実施しています。</p>		
A—1—(5) 支援の継続性とアフターケア		
A⑤	A—1—(5)—① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>受け入れ決定時は、児童相談所と連携して入所する子どもの情報を把握し、職員間で共有しています。入所時は子どもと担当職員がいっしょに買い物に行くなどして関係づくりも兼ねた支援を行っています。また、新しく入所してくる子どものことをすでに入所している子どもにも伝え、スムーズに仲間に加わるよう配慮をしています。一方、措置変更時には見学や慣らし利用を行います。さらに移行・退所後は様子を伺うために連絡を取ったり、必要な場合は見学・面談を行っています。なお、移行期の支援に関する指針やマニュアルが作成されると一層支援が安定するのではないのでしょうか。</p>		
A⑥	A—1—(5)—② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>自立支援担当職員を置き、担当職員と一緒に関係機関とも連携しながら退所に向けた支援を行っています。退所者とは受審施設の公用の SNS ツールや担当職員への個別連絡を通してつながり、その様子を「卒園者の記録簿」に記入しています。このほか、2年に一度「卒園生の会」も開催しています。なお、アパートに入居する退所者が直面する連帯保証人探しの問題については、受審施設近くの不動産屋の好意により、家主に保証人を求めないよう交渉してくれる例があるとのこと。また、この不動産屋店主は、退所者が家賃を滞納した場合(経済的に困窮しはじめた場合)、受審施設に連絡を入れてくれ、早期の支援に結び付けられるといえます。なお、自立支援担当職員の業務マニュアルや担当職員、関係機関との連携方法に関する手引きなどの作成をお勧めします。</p>		

A—2 養育・支援の質の確保

A—2—(1) 養育・支援の基本		
A⑦	A—2—(1)—① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>受審施設では、入所する子どもの観察と対話を通じて子どもを理解するように</p>		

<p>心がけています。子どもと職員の距離が近い関係性をつくるため、日常的な会話はもちろん、ときには個室を利用して一対一でじっくりと話す機会を設けるなど、子どもが安心して自己表現できる配慮を行っています。なお、利用者アンケートからも「しっかり見てくれている」「ちゃんとはなしをきいてくれる大人」などの記述が見られます(評価項目 33)。もっとも、こうした取り組みの多くは経験知に委ねられたものですが、支援の均質化や技術継承の面から標準化を進められるとさらに充実したものになるのではないのでしょうか。</p>		
A⑧	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>受審施設は、一人ひとりの基本的欲求を満たす意味からも観察、対話による個別対応を重視しています。その意味で受審施設が採用する担当職員制は有効に機能しており、職員が子どもと一しよの場や時を過ごし、子どもと一しよに行動し、一しよに経験しようとする姿勢は意味のある支援だと考えられます。生活の基本ルールは受審施設が決めています。評価項目 A⑨のとおり子どもたちの意見や要望を尊重するように心がけています。なお、これらは支援のばらつきが生じやすい傾向にあります。各職員のノウハウを持ち寄り支援の標準化をお勧めします。</p>		
A⑨	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>入所する子どもたちで組織する自治会を、子ども主体の生活を実現する格好の機会ととらえ、その活動を支援しています。このほか、子どもアンケート、意見箱などを通して挙げた意見や要望も職員間で検討し、変更すべきは柔軟に変更しています。</p> <p>訪問調査時に子どもの居室の様子を見学させていただきましたが、そこで生活する子どもの個性をうかがい知ることができるほどに自主性を尊重しているようです。職員の自己評価結果からは「待つことを常に心掛けている」とする意見も見られるなど、職員の子どもの対する信頼感が表れています。</p>		
A⑩	A-2-(1)-④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>幼児に対しては、保育士資格をもつ職員が手遊びや絵本の読み聞かせなどを行っています。また、2023(令和5)年度からは岡山県内の大学教員とその学生による「よむよむふむふむプロジェクト」*がはじまり、幼児に小中学生も加わって絵本や会話を通じた交流に取り組んでいます。小・中学生に対しては、学校でタブレット端末の活用がはじまったことを機に施設内のWi-Fi環境を整備しました。さらに、元国語教師や大学生による学習支援も行われています。一方、新型コロナウイルス感染症の流行によって中止されていた小学校、中学校との情報交換会も順</p>		

<p>次再開されています。なお、障がいのある子どもについては児童発達支援センターに通所するなど新たな取り組みもはじめています。</p> <p>*岡山市の「ユネスコ創造都市ネットワーク」加盟に伴い岡山市市民生活局スポーツ文化部文化振興課が実施する事業。</p>		
A⑪	A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>受審施設内での約束や守るべきことは自治会で考え、実行できるように促しています。将来に向けた生活習慣の習得は各フロアの職員を中心に、岡山県児童養護施設等協議会食育部会編「ままかり」(レシピ集)による調理体験や家事の練習などに取り組んでいます。このほか、電話対応の練習や外出時を利用した買い物の仕方、電車・バスの乗り方の練習など、実生活に必要なマナーやルールの習得を意識した支援を行っています。せっかくの取り組みですから、そのノウハウを職員間で共有できるよう、マニュアル類を作られてはいかがでしょうか。</p>		
A-2-(2) 食生活		
A⑫	A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>給食部会を設置し、給食を管理しています。昼・夜の食事は調理室で調理したものを各フロアの食堂に運び、子どもたちは職員と一緒にそこで食事を摂ります。また、朝食はあらかじめ運び込んだ食材をフロアの職員が調理し提供しています。食堂はリビングでもあり、子どもたちは後片付けを手伝いながら食後のだんらんを楽しむことができます。</p> <p>メニューは、子どもアンケートの結果や検食ノートへの書き込み、また、子どもから直接意見を聴くなどして献立を工夫しています。新型コロナウイルス感染症の大流行で中断していた、大好評のバイキングや全国味めぐりも復活しつつあります。さらにアレルギー対応食も提供しており、調理者・配膳者(フロア職員)のダブルチェック体制で提供間違いのないよう万全を期しています。</p> <p>ところで、訪問調査時の印象では調理室がやや手狭な印象を受けました。施設建て替え計画時には設備などの再考をお勧めいたします。</p>		
A-2-(3) 衣生活		
A⑬	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>衣類は年に4回、入所する子どもと職員が買い物へ行く機会を設け、自分で選んで購入できるようにしています。また、中高生は友だちと一っしょに買い物に出かけ購入してくることもあります。ネットショッピングの利用も可能ですが、購入トラブルを防ぐため職員用パソコンから職員と一緒に発注するルールになっ</p>		

<p>ています。なお、衣服に関する規則はなく常識の範囲内で自由に購入、着用することができます。衣服の整理整頓や洗濯、アイロンがけなどは年齢や本人の特性に応じて、自分でできることは子ども自身が行い、できないところを職員が手伝うことを基本にしています。</p>		
<p>A-2-(4) 住生活</p>		
<p>A⑭</p>	<p>A-2-(4)-① 居室など施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。</p>	<p>㉠・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>本館は階ごとに幼児・小学生・中高生フロアに分かれており、中学生以上は個室と2人部屋があり、一人ひとりに希望を聴き部屋を決めています。小規模グループケアの仁愛館は各階を一軒の家とみなし、全個室になっています。仁愛館では年に1回、子どもに希望を聞き、必要に応じて配置換えを行っています。本館にはキッチンとリビングを思わせる食堂が、仁愛館にはキッチン・食堂に居間があり、テレビやDVD機器、パソコンのほか、図書などが備わっています。その他、浴室やトイレ、洗面台もきれいに整理、清掃、整頓されています。なお、本館は築年数が増し、建て替えも検討されるほどに老朽化が進んでいますが、修繕は行われており、生活上の支障はなさそうです。</p>		
<p>A-2-(5) 健康と安全</p>		
<p>A⑮</p>	<p>A-2-(5)-① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。</p>	<p>㉠・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>嘱託医による健康診断や予防接種を定期的に行っています。また、受審施設の立地上、周囲には多数の医療機関がありますが、関係する医療機関をリスト化して必要に応じ受診できるよう備えています。投薬が必要な子どもについては事務室内の鍵付きロッカーに薬剤を保管し、医師の指導のもとに職員が服薬管理を行います。なお、新型コロナウイルス感染症の5類移行後も幼児については毎日の検温を続けています。</p>		
<p>A-2-(6) 性に関する教育</p>		
<p>A⑯</p>	<p>A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。</p>	<p>a・㉠・c</p>
<p><コメント></p> <p>受審施設では、これまで日常生活の関わりを通じて性に関する正しい知識を伝え、理解をうながしてきました。また、外部講師によるライフスキルトレーニングも性教育の一役を担っていました。しかし、現実には性をめぐるトラブルやもめごととも生じることから、2023(令和5)年度に副施設長をチーフとする性教育チームをつくり、性教育に関する絵本の読み聞かせや外部講師を招いた勉強会などをはじめました。今後の成果に期待をしたいところです。</p>		

A—2—（7）行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑰	A—2—（7）—① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>入所する子どもに何らかの変化が見られたとき、また、行動上の問題を把握した際には、本館会議やホーム会議、全体会議の場で報告し、状況を共有したうえで対応を協議します。さらに、児童相談所や医療機関などの関係機関から専門的な助言を得ています。なお、受審施設では岡山県養護施設等協議会研究部会が策定した「危機管理マニュアル」を自施設の危機管理マニュアルに位置づけ、対応を進めています。</p>		
A⑱	A—2—（7）—② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>入所する子ども同士の関係性については、全職員が常に注意深く観察を行うことにしています。そして、何か課題が生じたとき、またその可能性があるときは本館会議やホーム会議、部署会議、全体会議などで情報を共有し、対応を協議します。これとは別に、生活グループの構成について本館は部屋替え希望調査を、また仁愛館はフロア希望調査を行い、希望者が表れれば入れ替えるなどの対応を取っています。その他、日常的なトラブルは自治会で子ども同士が話し合っています。これらについてもマニュアルや指針の整備によって、一層安定した支援ができると考えます。</p>		
A—2—（8）心理的ケア		
A⑲	A—2—（8）—① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>受審施設は心理担当職員（臨床心理士・公認心理士）のいない状況がしばらくの間続いています。心理的ケアが必要な子どもに対しては児童相談所の児童心理司や岡山市精神科医療センターの医師などから助言を得て対応をしており、自立支援計画も同様の助言を得て作成しています。もっとも、心的な課題を抱えて入所してくる子どもは少なからず存在します。また、リービングケアやアフターケア、ひいては家庭復帰に向けた支援にまで視野を広げれば心理担当職員の汎用性は高まるばかりです。諸般の事情があると思いますが、心理担当職員設置の検討を願うばかりです。</p>		
A—2—（9）学習・進学支援、進路支援など		
A⑳	A—2—（9）—① 学習環境の整備を行い、学力などに応じた学習支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>受審施設では学齢期にあたる子どもの学力を把握し、一人ひとりに合わせた学習支援を行っています。居室には学習机が置かれ気兼ねなく勉強できる環境が整っています。また、本館には教養室や図書室があり自由に利用できます。なお、</p>		

<p>中高生は本人の希望によって塾に通うことも可能です。このほか、学校のタブレット端末に対応するため、施設内のWi-Fi環境を整備しました。また、元国語教師や大学生による学習支援も行われています。なお、障がいのある子どもの特別支援教育の支援もはじめています。願わくは学習指導のマニュアル(ノウハウ書)があれば一層充実した学習支援になるでしょう。</p>		
A⑳	A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>中学生以上の子どもには「わたしの自立支援計画」「わたしの育ちプラン」「未来シート」などを使って自分の今を振り返り、将来をイメージする支援を行っています。やがて進路を選択する時期が近付いた子どもには、本人の希望を聴いたうえで保護者や学校、児童相談所などと協議を重ねていきます。そして、その結果を自立支援計画に落とし込み、担当職員と自立支援担当職員が協働して支援を行います。なお、高校を中退して働くなどの理由で措置延長が必要な子どもには継続利用できるよう体制を整えています。このほか、経済面での進学支援として「みその奨学金」があります。</p>		
A㉑	A-2-(9)-③ 職場実習や職場体験、アルバイトなどの機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>退所後の自立生活を視野に高校生以上の子どもにはアルバイトと運転免許の取得を薦めています。また、通勤に備えて電車やバスの利用方法を練習したり、必要に応じてお仕事体験なども行います。これとは別に、岡山県内の企業(人)有志で結成した一般社団法人かすがい(評価項目 23)が行う仕事の図鑑 PROJECT の協力を得て、職場見学や職業体験なども行っています。</p>		
A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A㉒	A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>受審施設では、家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)が窓口になり、施設と家族との関係づくりを行います。また、日ごろから保護者と関わりの深い担当職員もそれに加わり、両者が協働で保護者支援を行っています。なお、勤務シフトの違いなどから家庭支援専門相談員と担当職員がスムーズに情報交換や話し合いを行うことができない場面もあるようです。そこで一つの提案として、対応マニュアルを整備したうえで、業務管理システムを導入し、支援記録の共有化やチャット・伝言機能の活用を図れば、両者の意思疎通は大きく向上するのではないのでしょうか。</p>		
A-2-(11) 親子関係の再構築支援		
A㉓	A-2-(11)-① 親子関係の再構築などのために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p>		

評価項目 A⑳と同様に、親子関係の再構築も家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）と担当職員が協働しています。段階を踏んで親子の交流を深めるよう支援計画を策定し、児童相談所などの関係機関と連絡を取り合ったうえで実際の支援を展開します。一方、入所する子どもに対しては岡山県や市町村が行う一時里親制度*を利用して家庭生活を体験する取り組みを行っています。さらに、必要に応じて家庭復帰後のアフターフォローも行っています。なお、ここでもマニュアル類の整備をお勧めします。

*一般的な里親制度とは別に、夏休みや年末年始などに1～2泊程度の期間で児童養護施設などに入所する子どもたちが家庭生活を体験する。